

海外需要創出等支援緊急対策事業実施要領

制定 令和 2 年 1 月 31 日 元食産第 4446 号

農林水産省食料産業局長通知

改正 令和 3 年 1 月 28 日 2 食産第 5413 号

第 1 目的

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2762 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表 1 の事業の種類の欄の 2 の

（1）の海外需要創出等支援緊急対策事業（以下「本事業」という。）は、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2771 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第 2 事業実施主体等

1 事業実施主体

事業実施主体は、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）とする。

2 事業実施者

第 3 の 2 （1）の事業を実施する者（以下「事業実施者」という。）は、次のとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、協業組合、輸出組合、酒類業組合又は独立行政法人

ただし、第 3 の 2 （1）③の事業においては、自社で製造する商品や自社ブランドで販売する商品（プライベートブランド商品（PB）等）で事業を実施する者は除く。

第 3 事業の内容等

ジェトロは、本事業の実施にあつては、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和 2 年 12 月農林水産業・地域の活力創造本部決定。以下「実行戦略」という。）等を踏まえ、農林水産事業者の利益の拡大を図るとともに、輸出の拡大を実現するため、輸出額増加等の具体的な成果に結び付くよう効果的かつ効率的に実施するものとし、本事業の事業ごとの内容及び補助対象となる経費の範囲については、次のとおりとする。

1 食品サンプルショールーム設置及びマッチング支援強化事業

（1）食品サンプルショールーム設置

実行戦略に掲げる重点品目及びターゲット国・地域を対象に、デジタルツールを活用した商談の成果の向上を図るため、ジェトロ海外事務所等に食品サンプルを常時展示し、バイヤー等がいつでも閲覧・試食等ができる食品サンプルショールームを設置する。

（2）マッチング支援

食品サンプルショールーム等において、現地バイヤー等を招へいした試食会等を開催するとともに、日本の事業者とのウェブ商談をアレンジし、ビジネスマッチングを支援する。

（3）報告書の作成

本事業の実施状況及び成果を報告書にまとめる。

（補助対象経費）

旅費、謝金、委託費、賃借料及び使用料、需用費、賃金、人件費

2 分野・テーマ別の海外販路開拓等への支援強化事業

(1) 重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓事業

ジェトロは、事業実施者が行う次の①から③に掲げる事業に要する経費を補助する。ただし、①の事業において以下に掲げる経費は補助対象としない。

- ・アのPR活動及びイの販促活動において、国内で開催される総合・専門食品見本市・食品展示会に係る経費
- ・アのPR活動において、海外で開催される総合・専門食品見本市・食品展示会に係る経費のうち、団体等事務局を除く者（団体等会員及び民間事業者）の経費
- ・アのPR活動において、国内及び海外で開催される商談会に係る経費
- ・イの販促活動において、国内及び海外でジェトロ及び事業実施者の主催で開催される商談会の出展料
- ・イの販促活動において、ジェトロがジャパンパビリオンを設置する海外で開催される総合・専門食品見本市・食品展示会の出展料

① 重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓等

実行戦略に掲げる重点品目及びターゲット国・地域を中心に、早期に輸出拡大が見込まれる分野・テーマ（コメ・コメ加工品に係るものを除く。以下同じ。）等について、事業実施者が実施するPR活動や販売促進活動を、実行戦略の2025年目標に寄与するよう明確な成果目標を設定しマーケットインの発想で行う取組を支援する。

※特定の地域、産地の商品等に係るものを除く。ただし、輸出事業計画（GFP グローバル産地計画）の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づく認定を受けたグローバル産地計画に基づきPR活動・販売促進活動等を行う場合はこの限りではない。

ア 重点分野・テーマ別のPR活動

事業実施者が、日本産品の認知度やブランド力の向上を通じた海外需要の獲得に向けて、セミナーの開催や展示会への参加等による日本食・食文化の普及と一体となった産品のPR、海外バイヤーやレストラン関係者等を国内産地や加工現場等へ招へいた上での生産や加工段階における高度な品質管理等に裏打ちされた産品の安全性や品質の高さに関するPRを、イの分野・テーマ別の販売促進活動と連携させつつ、成約額や輸出増加額等の具体的な成果を見込んだ上で（※）実施する。また、重点品目を含む品目横断的なPR等を実施する。

※成約額や輸出増加額等の具体的な成果が見込める取組に限る。

（補助対象経費）

旅費、謝金、委託費、賃借料及び使用料、需用費、賃金、人件費（事業実施者が民間事業者である場合を除く。）

イ 重点分野・テーマ別の販売促進活動

事業実施者が、生産者や輸出に取り組む事業者等を取りまとめて、重点品目を含む輸出産品の新たな販路開拓を行うため、海外で開催される見本市への出展や展示会の企画・実施、国内外でのバイヤー等との商談会の開催等の販売促進活動を、成約額や輸出増加額等の具体的な成果を見込んだ上で（※）実施する。

※成約額や輸出増加額等の具体的な成果が見込める取組に限る。

（補助対象経費）

旅費（事業実施者が国内で開催する商談会等に参加し、自らの商品の販売促進活動を行う場合を除く。）、謝金、委託費、賃借料及び使用料、需用費、賃金、人

件費（事業実施者が民間事業者である場合及び自らの商品の販売促進活動を行う場合を除く。）

② 先進性のある輸出ビジネスモデルを構築するための実証支援

実行戦略に掲げられている重点品目のターゲット国・地域向け輸出での生産、流通、販売等の各段階において、何らかの制約やハードルが存在することで輸出拡大の潜在的可能性はあるものの実際の輸出につながらない分野について、その制約やハードルを克服するための仮説を立て、その有効性を実証することで、先進性のある輸出ビジネスモデルの構築を目指して実施する。その際、次の取組のうち1つ又は複数の組合せによる取組について、明確な成果目標を設定した上で実施するものとする。

ア 生産段階の取組

イ 加工・貯蔵段階の取組

ウ 物流・輸送段階の取組

エ 販売段階の取組

（補助対象経費）

旅費、謝金、委託費、賃借料及び使用料、需用費、賃金、人件費

③ 輸出重点品目の総合プロデュース・マーケティング支援

事業実施者は、実行戦略に掲げられている重点品目についてターゲット国・地域の消費者や飲食店の潜在的需要の取り込みに向け、海外市場に精通した目利きのプロ等で構成されるプロデュースチームを中心に、次の取組により、当該輸出重点品目の海外販路開拓につながる総合的マーケティング・プロデュース事業を実施する。

ア 総合的プロデュースチームの編成

事業実施者は、マーケットインの発想により海外の消費者や飲食店の潜在的需要を取り込むことができる目利きのプロ等で構成されるプロデュースチーム（以下「プロデュースチーム」という。）を編成する。

プロデュースチームは、実行戦略に掲げられているターゲット国・地域の中から実際に取り組む市場（以下「取組市場」という。）ごとに編成することとし、少なくとも4チーム編成する（4市場に取り組む）。各チームの上に全チームを統括するジェネラルプロデューサーを1名配置する。

各チームは、日本国内に所在しながら各市場の取組を統括するプロデューサー（現地事情や規制等に精通した実務者）、現地においてプロジェクトの実施を担当するプロジェクトマネージャー（現地市場の商流構築に精通したインポーターやブローカー等の実務者）、その他のプロジェクトメンバー（商品開発やデザインに精通したデザイナー、現地飲食店等にネットワークを持つバイヤー、現地消費者の嗜好性に精通しているシェフ、その他専門知識を有する者）等によって構成する。

イ プロデュース商品の発掘・選定

事業実施者は、重点品目及び重点品目との組み合わせ等で取組市場における消費者や飲食店の潜在的需要に合致する可能性があると思われる商品の候補を、公募等の方法により発掘・収集する。

その中から、プロデュースチームによって、複数の商品の組み合わせ、組み合わせ商品又は個々の商品のパッケージのデザインの変更等を施した上で、取組市場の消費者や飲食店に提案するプロデュース商品を選定・創出する。

ウ 取組市場でのマーケティング

事業実施者は、イで選定・創出したプロデュース商品をプロデュースチーム主導により、各取組市場でテスト販売、プロモーション等を行うことで、マーケティングを実施するとともに、商流構築に向けたビジネスマッチング等の取組を行う。

エ マーケティング結果のフィードバック

事業実施者は、ウの結果及びプロデュースチーム等からの所見等をプロデュース商品の提供者に伝えるとともに、輸出拡大に向けた更なる商品改良や販売促進活動等に向けたアドバイスを行う。また、ジェトロやプロデュースチームの協力を得ながら、本取組に係る成果や反省点について、日本産農林水産物・食品の輸出に関心のある者や輸出に取り組もうとしている者を中心に、それらの参考となるよう、報告会等の方法により情報提供を行う。

(補助対象経費)

旅費、謝金、委託費、賃借料及び使用料、需用費、賃金、人件費

(ジェトロが事業実施者の行う事業に対して補助を行う場合の補助率)

① 重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓等

ア 重点分野・テーマ別のPR活動：定額

イ 重点分野・テーマ別の販売促進活動：1／2以内

② 先進性のある輸出ビジネスモデルを構築するための実証支援：定額（ただし、機器等のリース費は1／2以内）

③ 輸出重点品目の総合プロデュース・マーケティング支援：定額

(2) 事業実施者の公募等

① 重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓事業実施規程の作成等

ア 重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓事業実施規程の作成

ジェトロは、上記（1）の事業の実施に際し、補助金の交付手続等について別途重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓事業実施規程（以下「実施規程」という。）を作成し、別記様式2により食料産業局長に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

イ 実施規程の記載事項

実施規程は以下の事項を記載するものとする。

i 交付対象の要件の定義並びに補助対象経費及び補助金の額

ii 交付申請及び実績報告

iii 交付の決定及び補助金の額の確定等

iv 申請の取り下げ

v 重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓事業実施計画の（変更）承認等

vi 補助金の支払

vii 交付決定の取り消し等

viii 補助金の経理

ix 個人情報保護等に係る対応

x 海外の付加価値税に係る還付金の納付

xi その他必要な事項

ウ 事業実施者の公募及び審査

上記（1）の事業の実施に当たり、ジェトロに外部有識者等により構成される公募選考会を設置し、事業実施者の公募を行い採択する。公募選考会は、事業実施者から提出された重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓事業実施計画（以下「重点分野・テーマ別等事業実施計画」という。）が、上記（1）①については、重点品目及びターゲット国・地域について重点分野・テーマを集中実施する取組であることを、②については、輸出に向けた制約・ハードルの課題設定が明確で、その制約・ハードルを克服する具体的な仮説があり、その

取組自体に先進性があることを、③については、ターゲット国・地域の消費者や飲食店の潜在的需要に合致すると期待できる商品候補やプロデュースチーム構成員の候補者及び商品候補の発掘・創出に向けた体制（プロデュースチームの構成等）や取組市場でのマーケティング手法、並びにマーケティング結果のフィードバックの方法等が具体的に構成されていることを参考に事業内容が適切であるか、成果目標が事業成果を適切に検証できるように十分に考慮して設定されているか等について審査を行うものとする。（②については、輸出事業計画（GFP グローバル産地計画）の認定規程に基づく認定を受けたグローバル産地計画の事業者の申請については審査において考慮する。）

② 重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓事業実施に関する事項

ア 重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓事業の採択通知

ジェトロは、①のウの公募選考会の結果を踏まえ、交付条件があれば交付条件等を記載し、事業実施者に採択通知を発出するものとする。

イ 交付決定及び額の確定

ジェトロは、採択通知発出後、事業実施者に交付申請書を提出させ、交付決定を行うとともに、事業完了後に確定検査を行い、額を確定し、確定額の支払いを行う。

ウ 重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓事業の進捗管理・助言等

ジェトロは、実施規程やジェトロ自ら定める事業実施要領に基づき、事業実施者から必要な報告をさせるとともに、事業実施者における事業の進捗状況を管理し、事業実施者に対し、必要に応じて助言及び指導並びに支援等を行うこととする。

③ 事業実施状況の報告等

ジェトロは、上記（１）①、②及び③の事業終了後に、事業実施者に実施報告書を作成させ、ジェトロに提出させる。

また、ジェトロは、事業実施者に対して、本事業の実施に関して必要な報告を求めること等ができる。

（補助対象経費）

旅費、謝金、委託費、賃借料及び使用料、需用費、賃金、人件費

3 日本食品海外プロモーションセンターによる海外富裕層等の需要開拓を行う重点的・戦略的プロモーション強化事業

実行戦略等を着実かつ強力に実行し、日本産農林水産物・食品の更なる輸出拡大を加速化させ、農林水産事業者の利益の拡大を図るためには、重点品目毎に、海外市場動向や輸出環境等を踏まえ、輸出拡大を重点的に目指すターゲット国・地域を特定し、各国・地域の富裕層市場等（以下「各市場」という。）を中心に、需要の創出及び拡大並びに事業者が相応の価格で販売できる環境形成（ブランディング）を推進する必要がある。

上記に対応するため、日本食品海外プロモーションセンター（以下「JFOOD0」という。）において、農林水産省との協議の上で決定した国・地域及び品目に関し、品目団体等と連携を図った上で、PDCA サイクルを実行しながら、各市場に深く踏み込んだマーケティング戦略の策定、戦略的プロモーション実行等に係る次の取組を行う。

- （１）各市場における日本産農林水産物・食品のニーズ及び潜在的需要を把握するための情報収集・調査等
- （２）品目団体や関係事業者と連携した上での各市場における需要の創出及び拡大並びに事業者が相応の価格で販売できる環境形成のためのマーケティング戦略の策定
- （３）マーケティング戦略に基づく戦略的プロモーションの企画、実施
- （４）輸出拡大による国内の生産者の所得向上等への貢献等を視野に入れた（１）から（３）

に関する成果指標の設定及びそれに基づくアウトカムならびに、アウトプットの検証
(5) 報告書の作成

(補助対象経費)

旅費、謝金、委託費、賃借料及び使用料、需用費、賃金、人件費

4 現地小売・飲食店や流通事業者等と連携した日本産食材等の販路拡大支援事業

ジェトロは、実行戦略のターゲット国・地域において、日本産食材サポーター店や流通事業者等と連携して、重点品目の販路拡大に向けた日本産食材等の需要喚起のためのプロモーションを実施するとともに、日本産食材サポーター店認定制度のPRを実施する。

(補助対象経費)

旅費、謝金、委託費、賃借料及び使用料、需用費、賃金、人件費

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和2年度とする。

第5 事業の実施等

- 1 ジェトロは、実行戦略等に基づき、第3の事業内容を実施することにより、輸出に取り組む事業者や日本産食材サポーター店及び流通事業者等を総合的にサポートするものとする。
- 2 ジェトロは、本事業遂行に当たり、特殊な知識等を必要とする場合は、第三者に事業の一部を委託することができる。

なお、委託先を選定する場合は、原則として競争に付することとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

ジェトロは、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式1により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出してその承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第11の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、交付要綱別表1の重要な変更の欄に掲げる変更とする。

第7 事業の着手

本事業の実施については、原則として、補助金交付決定後に着手するものとする。

ただし、事業実施者が第3の2の(1)の事業を行うにあたって、本事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情があるとジェトロが認めた場合には、ジェトロは別に定める手続によりジェトロの交付決定前の事業着手を認めることとする。

第8 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

ジェトロは、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画(別記様式)に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業成果の報告

第3の2の(1)の事業についてジェトロは、事業終了年度の翌年度から3年間、毎年度、事業実施者の行った事業の成果について、毎会計年度終了後6か月以内に食料産業局長に提出するものとする。

ただし、当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ食料産業局長に報告予定時期と期日が遅れる合理的な理由を報告するものとする。

また、事業実施者が設定した成果目標に対する事業成果について、その要因を分析するとともに、成果目標が達成されない場合は、ジェトロは事業実施者に対して指導・助言を行うなど、翌年度以降の取組成果に結びつくよう努めるものとする。

第9 補助金遂行状況等の報告

1 補助金遂行状況の報告

交付要綱第15に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を交付決定者(交付要綱第5の2に規定する交付決定者をいう。)に提出するものとする。

ただし、交付要綱第14の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第4号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

2 報告又は指導

食料産業局長は、ジェトロに対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第10 海外の付加価値税の還付額に係る国費相当額の納付

ジェトロは、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第11 特許権等の帰属

本事業を実施することにより、発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権(以下「特許権等」という。)については、次の1から4までの条件の遵守を約する確認書を、ジェトロを通じ、国に提出することを条件に、事業実施者に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国又は国の指定する者に許諾することとする。

- 1 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく食料産業局長に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 事業実施者は、本事業の成果である特許権等については、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に食料産業局長と協議して承諾を得ること。

第 12 収益納付

- 1 事業実施者が本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、ジェトロは、実施要綱第 8 の 1 の規定に基づき、別記様式 3 により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して 3 年間、当該報告に係る年度の翌年度の 6 月末までに食料産業局長に報告するものとする。
ただし、食料産業局長は特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 食料産業局長は、1 による報告に基づき、ジェトロ又は事業実施者が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、ジェトロに納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して 3 年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、食料産業局長は、特に必要と認める場合には、収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第 13 情報の取扱い

ジェトロの職員及び公募選考会の委員は、本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第 14 その他

- 1 第 3 に掲げる事業内容等については、それぞれ相互に連携及び調整の上、行うものとする。
- 2 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認できるものとする。
- 3 事業の目的を達成するために、実施要領に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき又は事業の内容を変更する必要があるときは、農林水産省とジェトロが協議を行い、解決すること。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により令和 2 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1（第6関係）

番 号
年 月 日

（食料産業局長） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

海外需要創出等支援緊急対策事業実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）申請について

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知）第5の1（注1）の規定に基づき、関係書類（注2）を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

（変更の理由）

○○○○○○○○○○（注3）

（中止、廃止の理由）

○○○○○○○○○○（注4）

（注1）変更、中止又は廃止の承認申請の場合は、「第5の2」とすること。

（注2）関係書類として別記様式別添を添付すること。

（注3）変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。

（注4）中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。

（注5）事業実施結果報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和○年度海外需要創出等支援緊急対策事業の実施結果の報告について」とし、別添には、実績を記載すること。

別 添

【事業名：海外需要創出等支援緊急対策事業】

1 事業実施主体の概要

- ① 事業実施主体の名称
- ② 所在地及び連絡先
- ③ 代表者の役職及び氏名

2 事業の目的

(注) 事業の目的は、6 積算内訳の事業細目の1 食品サンプルショールーム設置及びマッチング支援強化事業、2 分野・テーマ別の海外販路開拓等への支援強化事業、3 日本食品海外プロモーションセンターによる海外富裕層等の需要開拓を行う重点的・戦略的プロモーション強化事業、4 現地小売・飲食店や流通事業者等と連携した日本産食材等の販路拡大支援事業ごとに記入すること。

3 事業の内容

4 事業の目標

(注) 事業の目標は、6 積算内訳の事業細目の1 食品サンプルショールーム設置及びマッチング支援強化事業、2 分野・テーマ別の海外販路開拓等への支援強化事業、3 日本食品海外プロモーションセンターによる海外富裕層等の需要開拓を行う重点的・戦略的プロモーション強化事業、4 現地小売・飲食店や流通事業者等と連携した日本産食材等の販路拡大支援事業ごとに記入すること。

(注) 事業の目標の欄には、達成すべき定量的な目標について記入すること。上記の事業における具体的な数値目標の記載例は以下のとおり。

- ・ JF00D0 の戦略対象国・地域における参加事業者の対象品目の輸出額について対前年度比で輸出額を●%以上増加させる。(継続的に募ったプロモーション参加事業者の輸出額の「伸び率 (%)」を指標とする)
- ・ JF00D0 の戦略対象国・地域のターゲット消費者における対象品目に応じて、効果把握項目(認知度、購買意向率、購入率、継続購入率)を設定し、前年度比で●倍以上とする。
- ・ JF00D0 のマーケティングに係る取組と連携した事業者数を●社以上とする。

なお、連携とは、参加事業者による①JF00D0 が作成するプロモーションを武器とした現地の取引先との商談の実施、②JF00D0 が実施するプロモーション期間中又は前後における自社商品の販売活動の実施、③JF00D0 が現地で開催するフェア等への参加(サンプルの提供を含む)等を指す。

- ・ ジェトロが食品サンプルショールームを設置し、マッチング支援を実施することにより、事業参加者の成約金額●万円以上を達成する。

- ・ 輸出重点品目の販路拡大に向けた日本産食材等の需要喚起のためのプロモーションの実施に協力した日本産食材サポーター店の日本産食材の仕入金額を、プロモーション実施前と比較して●%以上増加させる。
- ・ 輸出重点品目の販路拡大に向けた日本産食材等の需要喚起のためのプロモーションの実施に協力した流通事業者の日本産食材等の取扱金額を、プロモーション実施前と比較して●%以上増加させる。
- ・ 輸出重点品目の販路拡大に向けた日本産食材等の需要喚起のためのプロモーションの実施に協力した流通事業者の日本産食材等の販売先数を、プロモーション実施前と比較して●社以上増加させる。

5 事業のスケジュール等

(1) 事業実施のスケジュール

(注) 事業実施のスケジュールは、6 積算内訳の事業細目の1 食品サンプルショールーム設置及びマッチング支援強化事業、2 分野・テーマ別の海外販路開拓等への支援強化事業、3 日本食品海外プロモーションセンターによる海外富裕層等の需要開拓を行う重点的・戦略的プロモーション強化事業、4 現地小売・飲食店や流通事業者等と連携した日本産食材等の販路拡大支援事業ごとに記入すること。

(2) 事業完了予定年月日

年 月 日

6 積算内訳

事業 種類	事業細目	事業費	負担区分			事業の 委託	備考
			国庫補助 金	自己負担 金	その他		
農林水産 物・食品 輸出促進 緊急対策 事業		千円	千円	千円	千円	(1)委託 先	※1 各経費 については、 第3の補助対 象経費を参考 とすること。 ※2 事業の 一部を委託す る場合には、 当該事業に要 する経費を記 載すること。 ※3 旅費に ついては、旅 費を使用する 者の内訳が分 かるように記 載すること。
2 海外 需要創出 等緊急対 策事業						(2)委託 する事業 の内容	
(1) 海外 需要創出 等支援緊 急対策事 業	1 食品サンプルショールーム 設置及びマッチング支援強化 事業 (1) 食品サンプルショールーム 設置 (2) マッチング支援 (3) 報告書の作成						〇〇〇費 単価×数量、 員数等=△△ △円 〇〇〇費 単価×数量、 員数等=△△ △円 〇〇〇費 単価×数量、 員数等=△△ △円 〇〇〇費 単価×数量、 員数等=△△ △円
	2 分野・テーマ別の海外販路 開拓等への支援強化事業 (1) 重点分野・テーマ別に集 中実施する販路開拓等 (2) 先進性のある輸出ビジネ スモデルを構築するための 実証支援 (3) 輸出重点品目の総合プロ デュース・マーケティング 支援 (4) 事業実施者の公募等						
	3 日本食品海外プロモーショ ンセンターによる海外富裕層 等の需要開拓を行う重点的・ 戦略的プロモーション強化事 業						

	4 現地小売・飲食店や流通事業者等と連携した日本産食材等の販路拡大支援事業						
計							

- (注) (1) それぞれの事業メニューについて記載すること。
- (2) 事業種類は、交付要綱別表 1 の区分により記載すること。
- (3) 事業細目は、交付要綱別表 1 の経費の欄の区分により記入すること。
- (4) 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉とすることができる。

7 添付資料

- (1) 賃金、人件費及び謝金については、その単価の根拠資料を添付すること。
- (2) 事業を委託する場合には、見積等の積算の根拠が分かる資料を添付すること。
- (3) 必要に応じて資料を添付すること。

別記様式2（第3の2の（2）関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和○年度海外需要創出等支援緊急対策事業（分野・テーマ別の海外販路開拓等への支援強化事業）実施規程の承認（変更の承認）申請について

海外需要創出等支援緊急対策事業実施要領（令和 年 月 日付け 食産第号農林水産省食料産業局長通知）第3の2の（2）の規定に基づき、海外需要創出等支援緊急対策事業（分野・テーマ別の海外販路開拓等への支援強化事業）実施規程の承認（変更の承認）を申請する。

（注）関係書類として、海外需要創出等支援緊急対策事業（分野・テーマ別の海外販路開拓等への支援強化事業）実施規程を添付すること。

食料産業局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和〇年度海外需要創出等支援緊急対策事業（分野・テーマ別の海外販路開拓等への支援強化事業）に係る収益状況報告書

〇年〇月〇日付け〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があった海外需要創出等支援緊急対策事業（分野・テーマ別の海外販路開拓等への支援強化事業）に関する令和〇年度の収益の状況について、海外需要創出等支援緊急対策事業実施要領（令和 年 月 日付け 食産第 号農林水産省食料産業局長通知）第12の規定に基づき、以下のとおり報告する。

1 事業の内容

2 補助事業の実施により得られた収益の累計額 円

3 上に要する費用の総額 円

4 補助金の確定額 〇年〇月〇日付け〇第〇号により確定 円

5 前年度までの収益納付額 円

6 本年度収益納付額 円

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。